

施工箇所が点在する工事の積算（試行）について

施工箇所が点在する工事については、建設機械を複数箇所に運搬する費用や交通規制等がそれぞれの箇所で発生するなど、積算額と実際に要する費用との間に乖離が考えられる為、施工箇所が点在する工事の積算について、下記のとおりとする。

記

1. 対象工事

原則として、市が発注する工事（営繕除く）のうち、直径1 km程度の範囲（工区）を越え、施工箇所が複数ある工事を対象※とする。

ただし、港湾工事（工種区分の浚渫工事、構造物工事を適用する工事）で実施する場合は、港湾を跨ぎ、かつ、施工箇所が複数ある維持補修工事等（A港湾の車止め補修とB港湾の係船柱補修を1件として発注する工事など）を対象※とする。

※工事の施行形態等を考慮し、同一施工箇所として取り扱った場合であっても、積算額と実際に要する費用との間に乖離が生じるおそれがないと発注者が判断するものは、対象外とすることができる。

2. 工区の設定方法

施工箇所が点在する工事については、原則として、点在範囲が直径1 km程度を越えなくなる範囲を限度に、工区を設定する。

工区を設定する施工箇所は、公共土木施設を築造、維持、管理、補修する箇所とし、工事で使用する資材の製作場所は含めない。（製作工場、ブロック製作ヤード等）

ただし、港湾工事（工種区分の浚渫工事、構造物工事を適用する工事）については、各港湾を工区とする。

3. 積算の方法（別紙1、別紙2参照）

- 積算については、工区毎に直接工事費、間接工事費（共通仮設費・現場管理費）を算出する。一般管理費は、対象工区毎に算出した、直接工事費、共通仮設費、現場管理費を合計した金額を対象として算出する。また、共通仮設費率及び現場管理費率の補正（施工地域等）については、対象工区毎に設定する。
- 積算にあたり、日当り施工量等が積算条件となっている場合は、工区毎に設定するものとする。

4. 参考資料への表示等（別紙3参照）

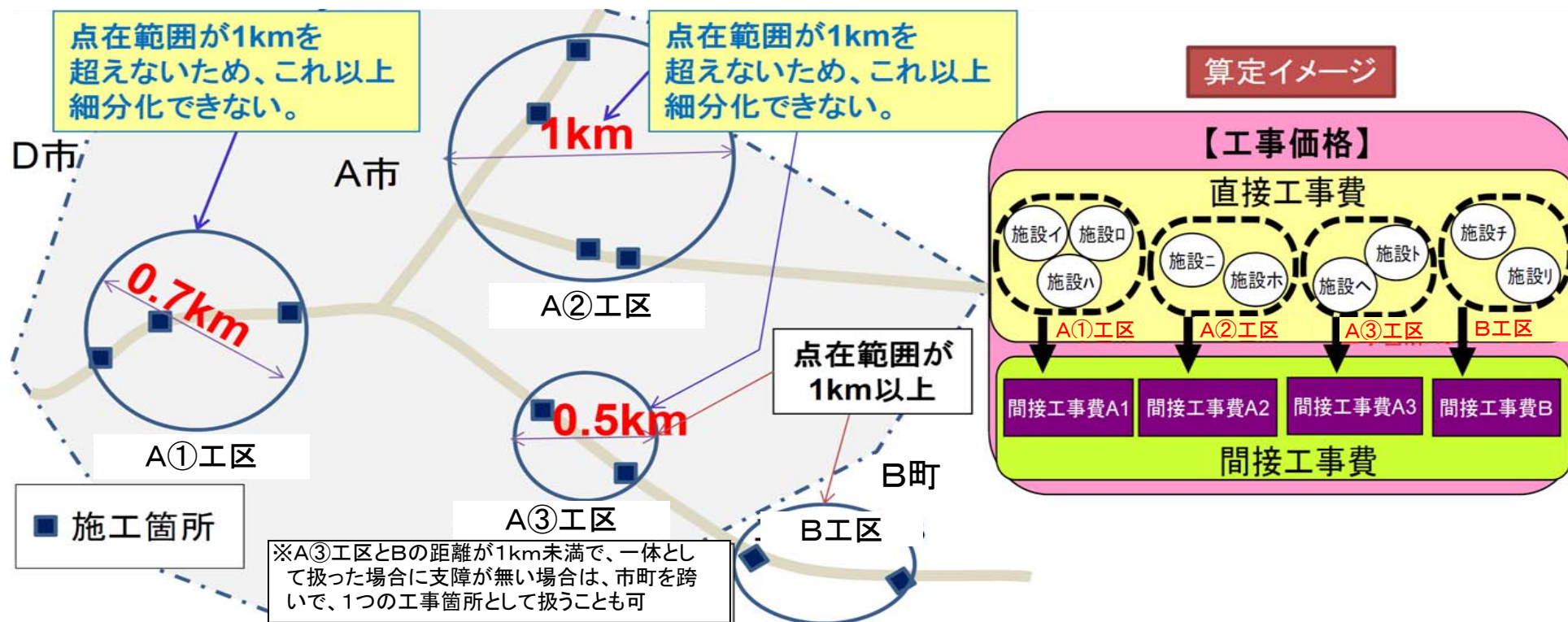
(図1)設計書の鏡に【「施行箇所が点在する工事の積算（試行）」の対象工事】を表示。

(図2)工区別適用区分の施工地域補正の確認。

施工箇所が点在する工事の積算（試行）

算出方法

- ・原則として市町単位で、点在範囲が直径1km程度を越えなくなる範囲を限度に、工区を設定する。
ただし、港湾工事（工種区分の浚渫工事、構造物工事を適用する工事）については、各港湾を工区とする。
- 積算については、工区毎に直接工事費、間接工事費（共通仮設費・現場管理費）を算出する。
- 一般管理費は、対象工区毎に算出した、直接工事費、共通仮設費、現場管理費を合計した金額を対象として算出する。
- ・積算にあたり、日当り施工量等が積算条件となっている場合は、工区毎に設定する。



＜積算イメージ＞別紙1の工事箇所を積算する場合

別紙2

<p>【直接工事費】</p> <p>【共通仮設費】</p> <p>【現場管理費】</p> <p>【一般管理費】</p>	<p style="text-align: center;">現在の積算</p> <div style="text-align: center;"> <p>A①+A②+A③+B</p> <p>+</p> <p>共通0</p> <p>+</p> <p>現場0</p> <p>+</p> <p>一般0</p> </div>	<p style="text-align: center;">点在工事の積算</p> <div style="text-align: center;"> <p>A① A② A③ B</p> <p>+</p> <p>共通1 共通2 共通3 共通4</p> <p>+</p> <p>現場1 現場2 現場3 現場4</p> <p>+</p> <p>一般1</p> </div>
<p>共通仮設費の算定</p>	<p>共通0：(A①+A②+A③+B)を対象額として算出</p>	<p>共通1：A①を対象額として算出 共通2：A②を対象額として算出 共通3：A③を対象額として算出 共通4：B を対象額として算出</p>
<p>現場管理費の算定</p>	<p>現場0：(A①+A②+A③+B+共通0)を対象額として算出</p>	<p>現場1：(A①+共通1)を対象額として算出 現場2：(A②+共通2)を対象額として算出 現場3：(A③+共通3)を対象額として算出 現場4：(B +共通4)を対象額として算出</p>
<p>一般管理費の算定</p>	<p>一般0：(A①+A②+A③+B+共通0+現場0)を対象額として算出</p>	<p>一般1：(A①+A②+A③+B+共通1+共通2+共通3+共通4+現場1+現場2+現場3+現場4)を対象額として算出</p>

○参考資料への表示

「施工箇所が点在する工事の積算（試行）」の対象工事の場合、赤枠の表示を行います。（図1）

また、共通仮設費率及び現場管理費率の補正については、対象工区毎に設定していますので、工区別適用区分の施工地区適用区分をご参照ください。（図2）

【市長部局】

図 1

佐世保市

平成 年度					検 算 者 設 計 者	
設 計 書						
工 事（履行）期 間	自	平成	年	月	日	適 用 区 分 ・諸経費適用年度：平成27年度 ・工 種 区 分：河川工事 ・単価適用年度：長崎県 平成27年11月1日付 ・単 価 地 区：県北 ・機損適用年度：公共 平成26年度（平成27年10月1日付更新） ・歩掛適用年度：公 共 平成27年度（平成27年10月1日付更新）
工 事（業務）番 号	第 号					
幹 線 名 等						
施 工（業務）位 置						
工 事（業務）名						
工 事（業務）費	金 円 也					
工 事（業務）概 要	<div style="border: 2px solid red; padding: 2px;">※「施工箇所が点在する工事の積算（試行）」の対象工事</div>				諸経費補正 ・施工地域補正：市街地 ・前払金区分：補正無し（前払金40%） ・契約保証補正：有り ・イメージアップ経費区分：無し	

対象工事と記載

図 2

工 区 別 適 用 区 分

佐世保市

工 事（業務）番 号	第 号				
工 事（業務）名					
適用区分	1 工区	2 工区	3 工区	4 工区	5 工区
諸経費適用年度	平成27年度	平成27年度	平成27年度	平成27年度	
工種区分	河川工事	河川工事	河川工事	河川工事	
基礎単価適用年度	長崎県 平成27年11月1日付	長崎県 平成27年11月1日付	長崎県 平成27年11月1日付	長崎県 平成27年11月1日付	
単価地区	県北	県北	県北	県北	
機械損料適用年度	公共 平成26年度（平成27年10月1日付更新）	公共 平成26年度（平成27年10月1日付更新）	公共 平成26年度（平成27年10月1日付更新）	公共 平成26年度（平成27年10月1日付更新）	
歩掛適用年度	公 共 平成27年度（平成27年10月1日付更新）	公 共 平成27年度（平成27年10月1日付更新）	公 共 平成27年度（平成27年10月1日付更新）	公 共 平成27年度（平成27年10月1日付更新）	
按分設定					
施工地域補正	市街地	山間僻地及び離島	地方部：一般交通等の影響を受ける	地方部：一般交通等の影響を受けない	
前払金区分	補正無し（前払金40%）	補正無し（前払金40%）	補正無し（前払金40%）	補正無し（前払金40%）	
契約保証補正	有り	有り	有り	有り	
イメージアップ経費区分	無し	無し	無し	無し	

施工地域補正の確認